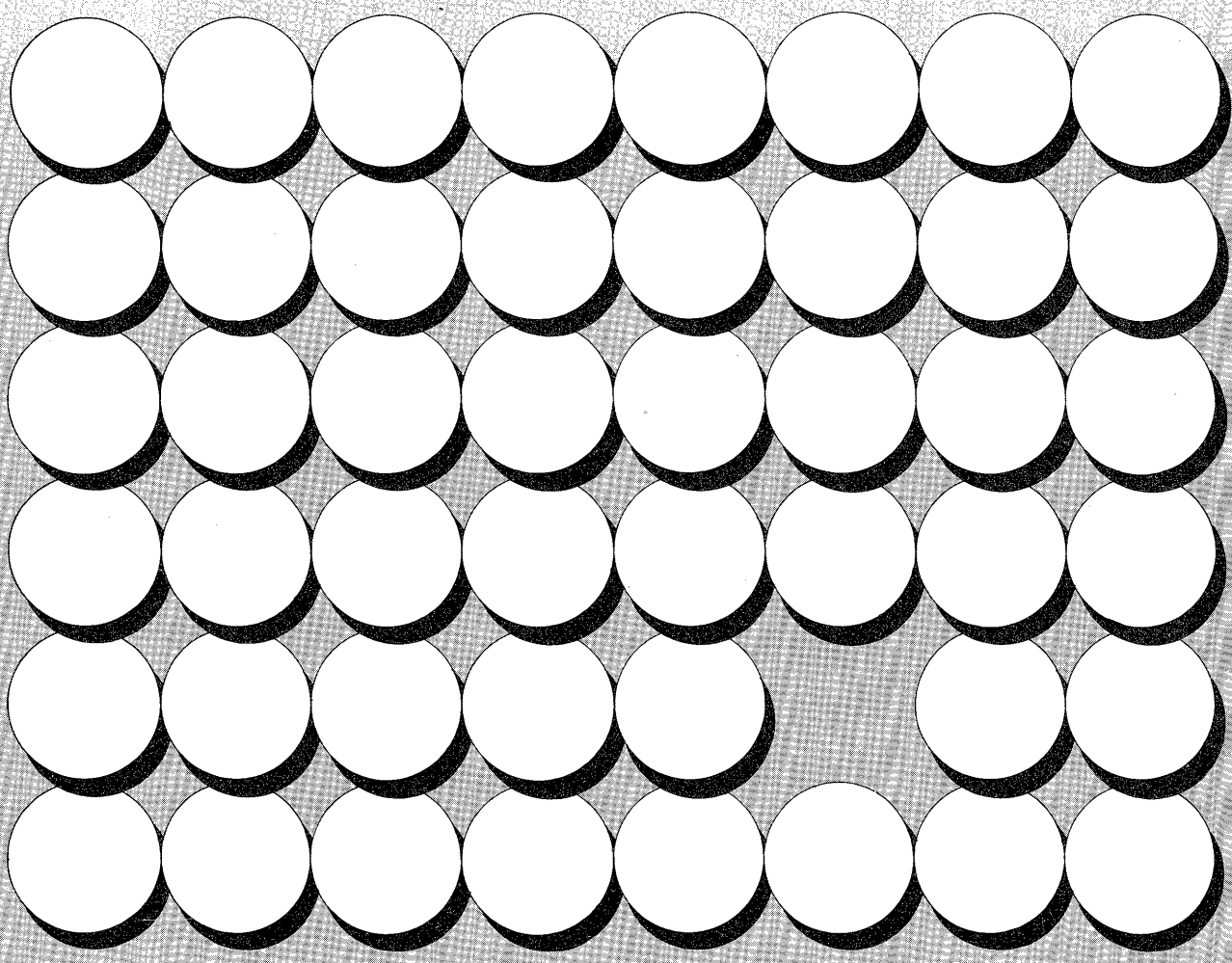


昭和55年 **国勢調査報告書**

—付・世田谷区の将来人口—



ま え が き

国勢調査は、大正9年以来、5年ごとに行われている国の最も基本的な統計調査であり、人口、世帯数ばかりでなく、人口の構成や世帯の構成、住宅、就業状態などを明らかにするもので、国・地方自治体の各種行政施策の基礎資料として、また広く民間の各種調査研究、学術研究にも活用されております。

本書は、総理府統計局及び東京都総務局統計部より公表された国勢調査報告書の中から世田谷区分を抜粋編集し、若干の解説を付したものです。

また、今回初めての試みとして世田谷区の人口予測表を掲載いたしました。まだまだ不十分な点も多いことと思いますが、今後とも各方面の御指導、御助言をいただいでよりよいものにして行きたいと存じます。

おわりに、今回の国勢調査に際し、御協力いただきました指導員、調査員及び、区民各位に対し厚くお礼申し上げます。

昭和58年12月

東京都世田谷区長

大 場 啓 二

凡 例

1 本書の数字は、主に総理府統計局及び東京都総務局統計部より公表された次の資料に基づくものである。

(1) 昭和55年国勢調査報告

- ◎ 昭和55年国勢調査報告 第2巻 都道府県・市区町村編 その2-13東京都
- ◎ 昭和55年国勢調査報告 第5巻 従業地・通学地集計結果 その1-13東京都
- ◎ 昭和55年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告 第1巻・第2巻

(2) 世田谷区の将来人口

- ◎ 昭和50年及び、55年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告 第1巻
- ◎ 東京都男女・年齢（5歳階級）別人口の予測（昭和53年3月，昭和58年3月）
- ◎ 東京都生命表（昭和50年，昭和55年）
- ◎ 世田谷区統計書人口編

2 統計表中の符号の用法は次のとおりである。

「—」 皆無または該当数字なし

「…」 不詳

「△」 減少

3 本書の資料についての照会は、下記まで御連絡ください。

東京都世田谷区区民部管理課統計調査係

電話 (412) 1111 内線 683～685

目 次

昭和55年国勢調査の概要

調査の時期	1	調査の事項	1
調査の地域	1	調査の方法	1
調査の対象	1		

用語の解説

人口	3	世帯人員及び親族人員	5
面積	3	家計の収入の種類	5
年齢	3	世帯の家族類型	5
配偶関係	3	世帯の経済構成	6
国籍	3	住居の種類	6
入居時期・前住地	3	住宅の所有の関係	6
教育	3	住宅の建て方	6
労働力状態	4	居住室数及び畳数	7
従業上の地位	4	従業地・通学地	7
産業	4	昼間人口	7
世帯の種類	4		

結果の概要

1 世田谷区の人口	8	6 教育	12
2 昼間人口	8	7 住宅	13
3 年齢・男女別人口	9	8 労働力状況	14
4 配偶関係	10	9 産業	15
5 世帯	11		

統計表

第1表 町丁・年齢(各歳), 男女別人口, 面積及び人口密度	18
第2表 労働力状態(2区分), 産業(大分類), 従業上の地位(6区分)別15歳以上人口(非労働力人口[全数]特掲)	72
第3表 入居時期(6区分), 前住地(5区分)別人口	90
第4表 在学か否かの別, 最終学校の種類(3区分), 在学学校の種類(4区分), 未就学の種類(3区分)別人口	93
第5表 住居の種類(2区分), 住宅の所有関係(5区分)別普通世帯数, 普通世帯人員, 1世帯当たり人員室数・畳数及び1人当たり畳数	96
第6表 世帯の種類(2区分), 普通世帯数, 普通世帯人員(7区分), 準世帯の種類(4区分)別世帯数, 準世帯人員(核家族世帯特掲)	102
第7表 世帯の家族類型(16区分), 世帯主の年齢(5歳階級), 男女別普通世帯数	108
第8表 東京都地域別人口, 人口増減(昭和50～55年), 面積及び人口密度	110
第9表 配偶関係(4区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上人口	111
第10表 国籍(4区分), 男女別外国人数	111
第11表 在学学校の種類(4区分)・未就学の種類(3区分), 男女別在学者数及び未就学者数	111
第12表 経済構成(4区分), 世帯の主な就業者の産業(大分類)別普通世帯数及び普通世帯人員(一般世帯特掲)	112
第13表 世帯人員(7区分), 畳数(15区分)別住宅に住む普通世帯数	112
第14表 住宅の建て方(6区分)別住宅に住む普通世帯数, 普通世帯人員, 主世帯の1世帯当たり室数及び1世帯当たり畳数	113
第15表 住宅の所有の関係(5区分), 1人当たり畳数(14区分)別住宅に住む普通世帯数及び普通世帯人員(間借りの1人世帯特掲)	113
第16表 世帯の家族類型(16区分)別普通世帯数, 普通世帯人員及び親族人員(6歳未満・18歳未満・65歳以上の親族のいる普通世帯及び一般世帯特掲)	114

第 17 表	家計の収入の種類(14区分)別普通世帯数, 普通世帯人員, 親族人員及び親族就業者数 (6歳未満・18歳未満・65歳以上の親族のいる普通世帯, 65歳以上の親族のみの普通世帯及び一般特掲)	114
第 18 表	世帯人員(7区分), 居住室数(10区分)別住宅に住む普通世帯数及び1世帯当たり畳数	116
第 19 表	産業(大分類), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数(総数及び雇用人)	116
第 20 表	常住地による従業・通学市区町村別15歳以上就業者数及び通学者数	118
第 21 表	常住地又は従業地による産業(大分類)別15歳以上就業者数	119
第 22 表	従業地・通学地による常住市区町村別15歳以上就業者数及び通学者数	120

世田谷区の将来人口

予測結果の概要	125
男女・年齢(5歳階級)別予測人口 — 世田谷区 —	128
〃 — 世田谷地区 —	129
〃 — 北沢地区 —	130
〃 — 玉川地区 —	131
〃 — 砧地区 —	132
〃 — 烏山地区 —	133
予 測 方 法	134

昭和55年国勢調査の概要

調査の時期

昭和55年国勢調査は、昭和55年10月1日午前零時（以下、調査時という）現在によって行われた。

調査の法的根拠

昭和55年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項本文の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

（調査区の設定に関する政令及び総理府令）

昭和55年国勢調査調査区の設定に関する政令（昭和54年政令第120号）

昭和55年国勢調査調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和54年総理府令第26号）

（調査の実施に関する政令及び総理府令）

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

調査の地域

昭和55年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

1. 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
2. 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

昭和55年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで、「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、3か月以上にわたって住んでいるところ又は住むことになっているところもない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法83条第1項に規定する各種学校に在学している者については、通学のために宿泊している場所で調査した。
2. 病院又は療養所に入院（又は入所）している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
3. 船舶（自衛隊が使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
4. 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在

する場所で調査した。

5. 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、特に次の者は調査から除外した。

1. 外国の外交団・領事団（随員及び家族を含む）
2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の事項

昭和55年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員について調査した事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居に入居した時期
- (8) 前住地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

（世帯について調査した事項）

- (16) 世帯の種類
- (17) 世帯員の数
- (18) 家計の収入の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 居住室の数
- (21) 居住室の広さ
- (22) 住宅の建て方

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣—都道府県知事—市区町村長—国勢調査指導員—国勢調査員の事務系統を通じて行った。

調査の実施に先立ち、市区町村の区域を区分して昭和55年国勢調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、原則として1調査区が平均50世帯となるように設定され、その数は世田谷区では特別調査区を含む6,367調査区である。

昭和55年国勢調査の実査のため、世田谷区では実数5,963人の国勢調査員と、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために498人の国勢調査指導員が内閣総理大臣より任命された。国勢調査員は原則として一人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持ち調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成し、

併せて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布と調査票の記入指導等の事務を行い、10月1日から5日までの間に調査世帯を再度訪問して、調査票の取集とその内容検査等の事務を行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。調査票の記入は、国勢調査員が調査票を取集する際に、「(16)世帯の種類」及び「(22)住宅の建て方」について記入し、他の事項については、世帯で記入した。

なお、調査世帯が長期に不在している場合は、調査員がその近隣の者に、不在者について「(1)氏名」「(2)男女の別」「(17)世帯員の数」の3項目について質問することにより調査した。

用語の解説

人 口

本報告書における人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」（1 ページ）を参照されたい。

面 積

本報告書に掲載した面積は、建設省国土地理院の「昭和55年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

年 齢

年齢は、昭和55年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和55年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未婚 — まだ結婚したことのない人

有配偶 — 現在、妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍については、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」の五つに区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1. 日本と外国の国籍を持つ人 — 日本
2. 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

入居時期・前住地

入居時期とは、現住居に入居した時期のことをいい、次のように六つに区分した。

「出生時から」、「昭和39年以前」、「昭和40年～44年」、「昭和45年～50年9月」、「昭和50年10月～54年9月」、「昭和54年10月以降」

前住地とは、現住居に入居する直前の常住地をいい、「入居時期」が、昭和50年10月以降の人についてのみ調査し、次のように六つに区分した。

自市区町村内 — 調査時における常住地と同じ市町村（11大都市の場合は同じ区）の場合

自市内他区 — 同じ市（11大都市）の他の区の場合

県内他市町村 — 同じ都道府県内の他の市町村の場合

他県 — 他の都道府県の場合

隣接県 — 他県のうち、常住する都道府県と互いに境域を接する都道府県の場合。ただし、互いに境域を接していない都道府県でも、国鉄航路、海底トンネル又は橋でつながっている都道府県の場合及び鹿児島県と沖縄県の場合は、互いに隣接県とした。

その他の県 — 他県のうち隣接県以外の場合

国外 — 日本以外の場合

「入居時期・前住地」は、人の常住地の移動を明らかにすることを目的としている。したがって、例えば、現在の住居（場所）に住み始めてから、途中3か月以上にわたる長期の不在期間がある場合には、不在後、帰ってきた時期を入居時期とした。また、病院で生まれて現在の住居に引き続き住んでいる場合は、「出生時から」とした。住居不定者のように定まった居住場所がない場合には、「入居時期」は「昭和54年10月以降」、「前住地」は「自市区町村内」とした。

教 育

1. 在学か否かの別

現在、学校に在学しているか否かによって、「在学者」、「卒業者」及び「未就学者」に区分した。

在学者 — 現在、在学中の人

卒業者 — 学校を卒業して、現在、在学していない人

未就学者 — 在学したことのない人あるいは小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校及び養護学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などはここでいう学校には含まれない。

2. 最終卒業学校の種類

卒業者は、最終卒業学校の種類により区分し、中途退学をした人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。各区分に相当する主な学校は、次のとおりである。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校・高小	小学校 中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普運科
旧青年学校	青年学校本科 陸海軍工具養成所 実業補習学校
高校・旧中 ¹⁾	高等学校 准看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校(予科・一部・二部) 鉄道教習所(中等部・普通部) 通信講習所 高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種予科練
短大・高専 ²⁾	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院 ³⁾	大学 大学院

1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、大学入学資格検定規程による試験の合格者、実業学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。

2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専門学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。

3) 水産大学校及び気象大学校大学部（新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、高等試験合格者等を含む。

3. 在学学校の種類

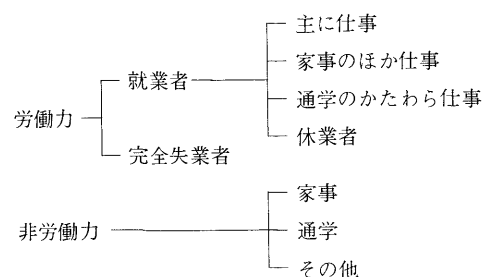
在学者を、在学学校の種類により「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに区分した。

4. 未就学の種類

未就学者を、「幼稚園」、「保育所」、「その他」の三つに区分した。

労働力状態

昭和55年国勢調査調査票では、昭和55年9月24日から30日までの1週間（以下、「調査週間」という。）の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を「主に仕事」、「家事などのほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「仕事を休んでいた」、「仕事を探していた」、「家事」、「通学」、「その他（幼児、老齢など）」のように八つに区分して調査した。本報告書では、これを次のように区分した結果を掲載した。



各区分を解説すると、次のとおりである。

労働力 — 後述の就業者と完全失業者を合わせて労働力とした。

就業者 — 調査週間で、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事を持ってはいるが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに当たる人という。

(1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上になる場合でも、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人

(2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人

したがって、会社・工場・商店・官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 — 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていて、調査週間で、収入になる仕事をほとんどした人という。

家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者 — 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日にならない場合、又は、勤め人が30日以上休んでも賃金や給料をもらうことになっている場合

完全失業者 — 調査週間で、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申込みなどして積極的に仕事を探していた人という。

非労働力 — 調査週間で、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人という。

家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 — 主に通学^注していた場合

その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合（乳幼児、老齢者など）

注）「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

昭和55年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間でその人が働いていた事業所における地位によって、次のように五つに区分した。

雇用者 — 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事お手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人という。

役員 — 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などの自由業者で、雇人がある人という。

雇人のない業主 — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商従事者などで、個人又は家族だけで事業を営んでいる人及び家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人という。

家族従業員 — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

産 業

産業は、「就業者」について、調査週間で、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって分類した。

働いていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改定した昭和51年5月行政管理庁告示第32号）を基に、これを国勢調査に適合するよう集約又は細分して編成したものである。

世帯の種類

世帯は、普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯に区分した。

普通世帯 — 住居と生計を共にしている人の集まり及び一戸を構成して住んでいる単身者をいう。ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めた。

準世帯 — 普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。

間借り・下宿などの単身者 — 普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

会社などの独身寮の単身者 — 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、

通学している学生・生徒を、その寮・寄宿舎の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として施設ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設の入所者 — 老人ホーム、し体不自由者更生施設などの入所者を、その施設の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

自衛隊営舎内居住者 — その営舎内又は艦船内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘留所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

その他 — 住居不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにも当てはまらない準世帯をいう。

一般世帯 — 普通世帯に、準世帯のうちの間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を加えた世帯をいう。

施設等の世帯 — 一般世帯以外の世帯をいう。

普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯の関連は次のとおりである。

	普通世帯	準世帯
一般世帯	<ul style="list-style-type: none"> 住居と生計を共にしている人の集まり 一戸を構えて住んでいる単身者 	<ul style="list-style-type: none"> 間借り・下宿などの単身者 会社などの独身寮の単身者
施設等の世帯		<ul style="list-style-type: none"> 寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 社会施設の入所者 自衛隊営舎内居住者 矯正施設の入所者 その他

なお、昭和55年国勢調査調査票の世帯の種類の区分においては、普通世帯、準世帯、一般世帯及び施設等の世帯の語は用いず、集計の際に、上の定義に適合するように普通世帯と準世帯及び一般世帯と施設等の世帯に区分した。

世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員である。

世帯員とは世帯を構成する各人をいい、そのうち世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者並びに世帯主及びその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父母、曾孫、おい、めい、その他これらに準ずる者をいう。

家計の収入の種類

世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類に基づき、次のように区分した。

1. 賃金・給料が主な世帯 — 主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の、その勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯

(1) 賃金・給料のみの世帯 — 収入が、賃金・給料のみの世帯

(2) その他 — 主な収入が、賃金・給料で、従として他の収入がある世帯

2. 農業収入が主な世帯 — 主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯

(3) 農業収入のみの世帯 — 収入が、農業収入のみの世帯

(4) その他 — 主な収入が、農業収入で、従として他の収入がある世帯

3. 農業収入以外の事業収入が主な世帯 — 主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師・弁護士、文筆家などの収入である世帯

(5) 農業収入以外の事業収入のみの世帯 — 収入が、農業収入以外の事業収入のみの世帯

(6) その他 — 主な収入が、農業収入以外の事業収入で、従として他の収入がある世帯

4. 内職収入が主な世帯 — 主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯

5. 家賃・地代が主な世帯 — 主な収入が、家賃・間代・地代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入である世帯

6. 利子・配当が主な世帯 — 主な収入が、預貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入である世帯

7. 恩給・年金が主な世帯 — 主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・母子年金・傷害年金・遺族年金などの収入である世帯

8. 雇用保険が主な世帯 — 主な収入が、公共職業安定所から受ける雇用保険金である世帯

9. 生活保護が主な世帯 — 主な収入が、生活保護法により受ける生活扶助料である世帯

10. 仕送りが主な世帯 — 主な収入が、別に住んでる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯

11. その他の収入が主な世帯 — 主な収入が、上記以外で、例えば、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引き出しなどである世帯

世帯の家族類型

普通世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のように区分した。

A 親族世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居していてもここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。

B 非親族世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯

C 単独世帯 — 単身者だけの世帯

更に、親族世帯を下のように区分するに当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。

普通世帯

A 親族世帯

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

B 非親族世帯

C 単独世帯

世帯の経済構成

普通世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。

I 農林漁業就業者世帯 — 世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯 — 世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がある世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯 — 世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主） — 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者） — 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯 — 世帯に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

以上の分類を行うに当たって、世帯の主な就業者とは、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯の主な就業者とした。

住居の種類

住居は、普通世帯及び間借り・下宿などの単身者について次の二つに区分した。

住宅 — 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、又は改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

その他 — 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む普通世帯についてのみ次の六つに区分した。なお、このうち「間借り」以外の普通世帯を主世帯としている。

持ち家 — その世帯が所有している住宅をいう。この場合必ずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家 — その世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市町村営住宅で、かつ給与住宅でない場合をいう。

公団・会社の借家 — その世帯が借りている住宅が日本住宅公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。また、これには雇用促進事業団の「移転就職者用宿舎」も含まれる。

民営借家 — その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・会社の借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅 — 会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り — 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・会社の借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の四つに区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数も合わせて調査し、集計している。

一戸建 — 1建物が1住宅であるものをいう。店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

長屋建 — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆるテラス・ハウスといわれるものも含まれる。

共同住宅 — 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。いわゆる「げたばきアパート」も含まれる。

その他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外

の建物の場合をいう。

居室数及び畳数

居室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。なお、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居室の数に含めた。

畳数は、上に述べた各居室の畳数（広さ）の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居室も、3.3平方メートル当たり2畳の割合で畳数に換算した。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が就業・通学している場所をいう。従業地・通学地集計ではその場所を次のように区分して集計した。

自市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合。

自宅 — 従業している場所が、自分の居住する家又はそれに附属している場所である場合をいう。併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などがここに含まれる。また、農家や漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商従事者などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれている。

自宅外 — 自市区町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合。

他市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合で、いわゆる常住地から流出している人口を示す。

県内 — 他市区町村のうち、常住地と同じ県内に従業・通学先がある場合。

他県 — 他市区町村のうち常住地と異なる県に従業・通学先がある場合。

ここでいう従業地は、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人は、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）は、その船の主な根拠地のある市区町村を従業地としている。

通学者とは、非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校のほか、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園は含まれない。また、学校の在学者であっても、調査週間中の労働力状態によって「労働力」に含まれる者は、ここにおいて「通学者」とはならない。

昼間人口

昼間人口とは、従業地・通学地による人口であって、常住人口（通常は単に「人口」という）に他市区町村からの通勤・通学者数を加え、常住人口のうち、常住地以外の他市区町村で就業又は通学する者を差し引いた人口である。

結果の概要

1 世田谷区の人口

世田谷区の人口は797,292人 昭和55年国勢調査による日本の総人口は117,060,396人となり、男女別で見ると男は特別区部の9.5%、全国の0.7% 57,593,769人、女は59,466,627人となっている。東京都の人口は、11,618,281人でそのうち世田谷区の人口は797,292人で、特別区部の9.5%、全国の0.7%を占めている。男女別にみると男は402,863人、女は394,429人、世帯総数は302,973世帯であった。

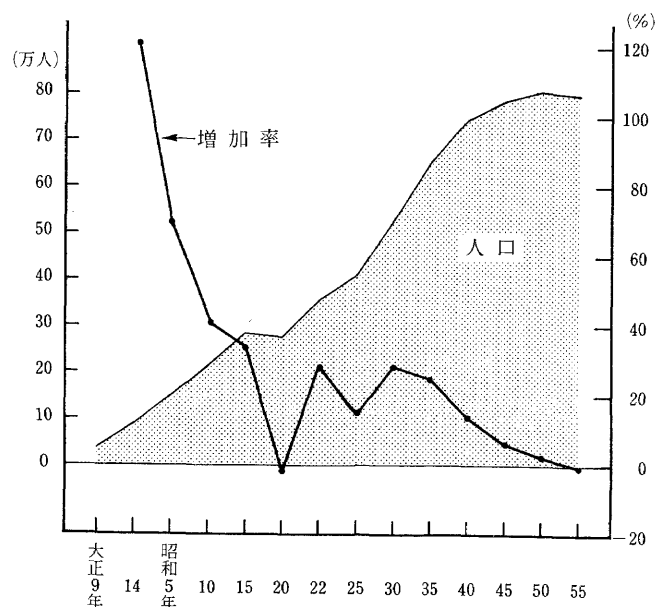
人口密度は13,557人、全国では314人 世田谷区の人口密度（1km²あたり）は13,557人で昭和50年より145人減少している。しかし全国の人口密度314人と比較すると非常に高い過密状態と言えよう。また、特別区部（23区）においては、第1位が豊島区（22,184人）で、世田谷区は第16位になっており、区部平均（14,109人）を下回っている。

世田谷区の人口は1.1%の減少 昭和55年国勢調査による世田谷区の人口は前回調査（50年）より8,495人（1.1%）の減少となり、都全体においても55,273人（0.5%）、特別区部で294,627人（3.4%）の減少となった。

戦後初めて人口の減少

大正9年の第1回国勢調査では39,952人であった世田谷区の人口は調査ごとに120%、70%、41%、34%と著しく増加を続けたが、昭和15～20年には戦争の影響で5年間で人口は実数で5,354人、率で2%減少した。戦後再び29%、15%、28%、25%と急激な人口の増加を続けたものの、それ以後14%、6%、2%と人口の増加率は鈍化し、今回はじめて減少に転じた。

図-1 人口の推移（大正9年～昭和55年）



2 昼間人口

世田谷区の流出人口は流入人口より多い 通勤・通学者の流入人口は171,004人でその内容は通勤者95,536人（55.8%）通学者75,468人（44.1%）となっている。

都内流入人口は103,155人（通勤者58,121人、通学者45,034人）、他県流入人口は67,849人（通勤者37,415人、通学者30,434人）となっている。

流出人口は281,144人で通勤者が225,813人（80.3%）、通学者が55,331人（19.6%）となっている。その内容は都内流出人口が252,838人（通勤者206,138人、通学者46,700人）、他県流出人口が28,306人（通勤者19,675人、通学者8,631人）とな

っている。また、流出口と流入口を比べると110,140人の流出超過となっている。その内容は通勤者が130,277人の流出超過を示し、それに対し、通学者が20,137人の流入超過となっている。

世田谷区の昼間人口は率で

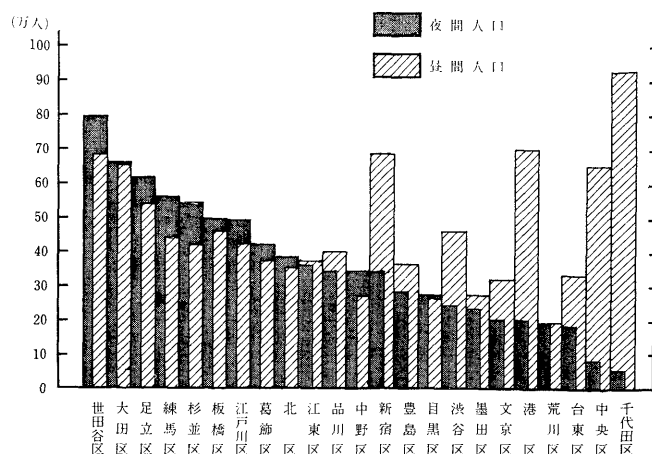
1.2%減少

昭和55年国勢調査による世田谷区の昼間人口は686,659人で前回調査(昭和50年)694,901人と比べると実数で8,242人、率で1.2%減少した。また、夜間人口795,426人と比べると108,767人の流出超過で昼間人口指数(夜間人口=100)は、86.3となる。これは前回(86.2)に比べて0.1ポイント高くなっている。

特別区部の昼間人口をみると、千代田区が936,542人と最も多く、次いで港区706,427人、新宿区688,601人、世田谷区686,659人、中央区656,029人、大田区655,332人の順と続いている。

これを、昼間人口指数でみると、千代田区の1,710をトップに、中央区794、港区353、新宿区201と都心4区できわめて高くなっており、続いて渋谷区187、台東区181、文京区160、豊島区128、墨田区117、品川区116、江東区103の順で100を上回り、流入超過を示し、それに対し、練馬区、杉並区78、中野区79、世田谷区、江戸川区86、足立区、葛飾区87、北区92、板橋区93、目黒区97、大田区、荒川区99と、100を下回り、流出超過を示している。

図-2 地域別昼夜間人口(昭和55年)



3 年齢・男女別人口

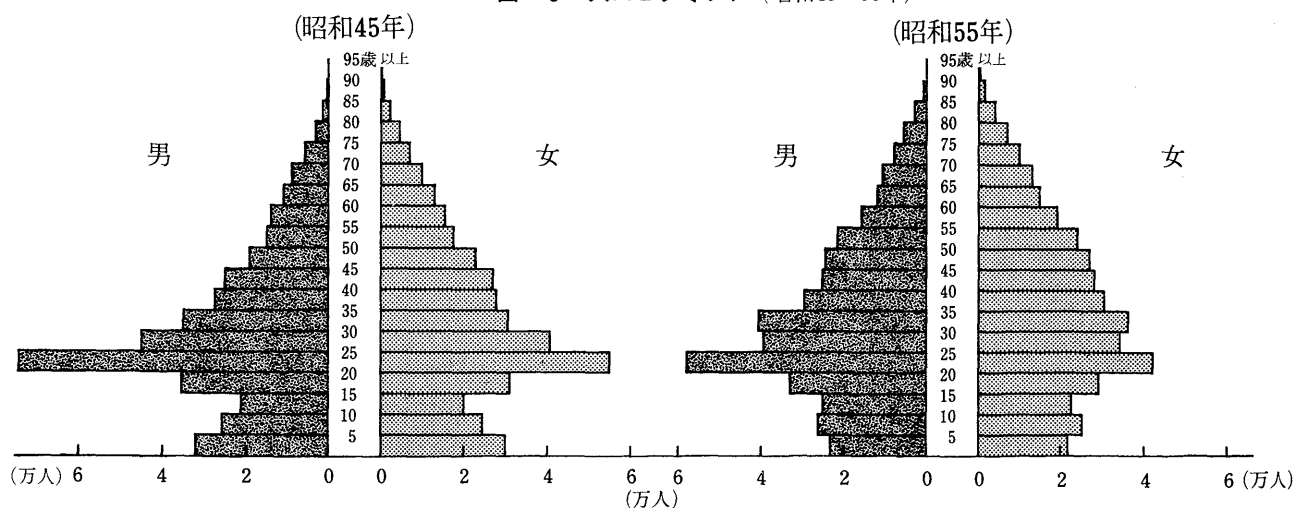
東京都を下回る年少人口

昭和55年国勢調査の人口を年齢人口で見ると0~14歳の年少人口145,050人(18.2%)

15~64歳の生産年齢人口585,171人(73.4%) 65歳以上の老年人口65,205人(8.2%)

でこれを、東京都の年齢3区分別(年少人口20.6%、生産年齢人口71.5%、老年人口7.7%)と比較すると、年少人口は下回り、生産年齢人口及び老年人口は上回っている。

図-3 人口ピラミッド(昭和45・55年)



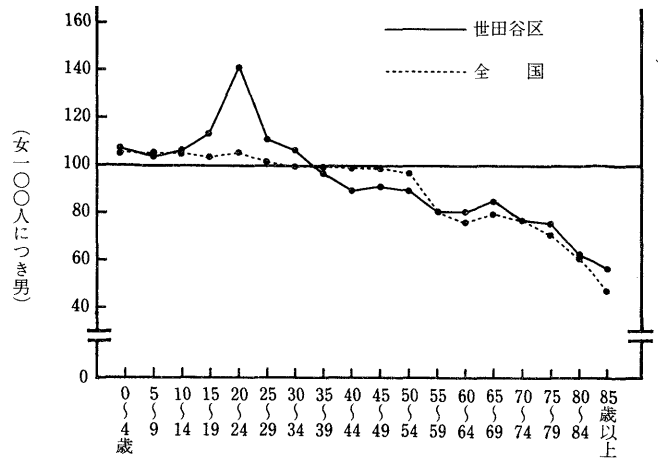
人口の性比は102.1で男が女を上回る。

昭和55年10月1日現在の世田谷区の人口を男女別にみると男は402,863人女は394,429人で、男が女を8,434人上回り、人口の性比（女100人に対する男の数）は102.1と全国の性比96.9を大きく上回っている。

昭和50年国勢調査の男女別人口と比べると男6,164人、女2,331人とそれぞれ減少している。

性比を年齢5歳階級別にみると、34歳以下の各階級で男が多くなっている。その中で20～24歳が141.7と著しく高く、15～19歳が113.9、25～29歳が111.7とかなり高い。しかし35歳以上になると逆に、女が上回り、年齢が高くなるにしたがいその差が大きい。

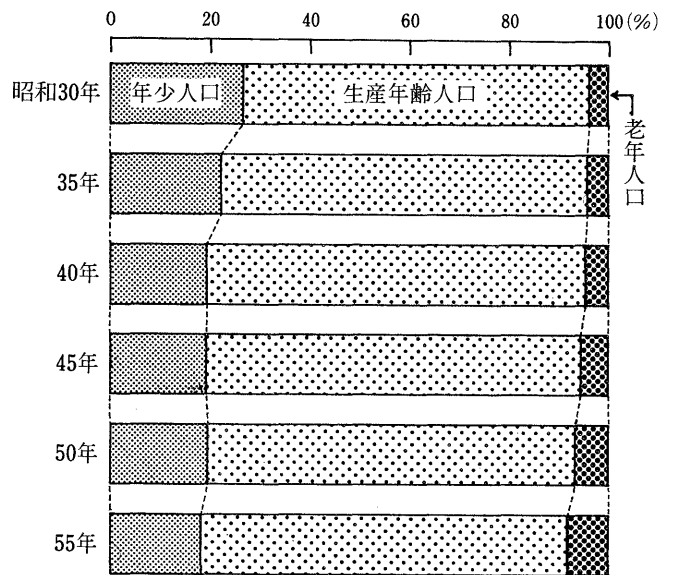
図-4 年齢（5歳階級）別性比（昭和55年）



進む高齢化社会

世田谷区の人口を年齢3区分別でみると0～14歳の年少人口の割合は145,050人（男74,461人、女70,589人）18.2%、15～64歳の生産年齢の人口の割合は585,171人（男298,813人、女286,358人）73.4%、65歳以上の老年人口の割合は65,205人（男28,273人、女36,932人）8.2%となっている。その結果、昭和50年の年齢3区分構成（年少人口19.6%、生産年齢人口73.5%、老年人口6.8%）と比べると年少人口の割合が低下、老年人口の割合が1.4%上昇し人口の老齡化傾向を示している。

図-5 年齢3区分別割合の推移（昭和30年～55年）

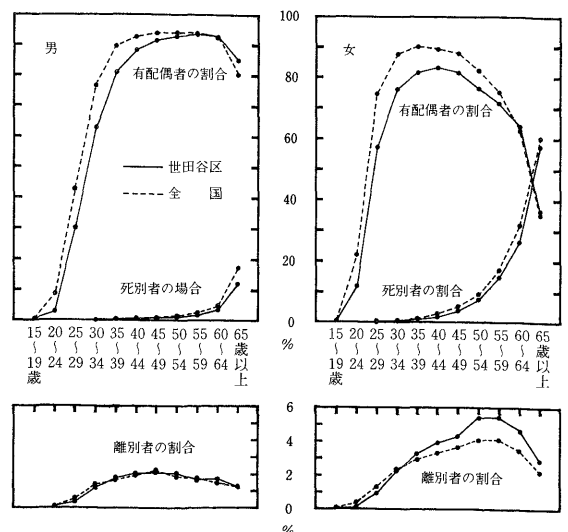


4 配偶関係

有配偶者、死別者及び離別者の割合が高い女子

昭和55年国勢調査による15歳以上の配偶者関係をみると未婚者は男139,697人（42.7%）、女103,377人（32.0%）で実数割合ともに女の方が少ない。有配偶者数では、男177,035人（54.1%）、女178,101人（55.1%）と実数、割合とも逆に男が少なくなっている。また、死別者については男4,867人（1.5%）女31,724人（9.8%）、離別者は男3,504人（1.1%）女8,637人（2.7%）で、ともに女の方が高い。

図-6 男女、年齢、配偶者関係別割合（昭和55年）



有配偶率は世田谷区54.6%

全国65.8%

有配偶者の割合は男54%、女55%で全国の男68%、女64%と比べると男で14%、女で9%低くなっている。

これを、年齢5歳階級別にみると男女共、20～59歳の各階級で全国の数値を下回っている。

その中で、男は25～29歳（世田谷区30.5%に対し、全国44.1%）30～34歳（世田谷区63.6%に対し、全国77.0%）

女は20～24歳（世田谷区10.8%に対し、全国21.9%）25～29歳（世田谷区57.2%に対し、全国74.5%）30～34歳（世

田谷区76.5%に対し、全国88.0%)の各階級で全国を10%以上も下回っている。

死別者の割合は男1.5%、女9.8%で全国(男2.4%、女12.4%)と比べ男は0.9%、女は2.6%低く男女共すべての年齢階級別で下回っている。

離別者の割合は男1.1%、女2.7%で全国(男1.2%、女2.5%)と比べると男が0.1%低く、女が0.2%高くなっている。また、年齢階級別にみると男は全国とほぼ近い数値になっているが、女は35歳以上について大きく上回っているが目立っている。

5 世 帯

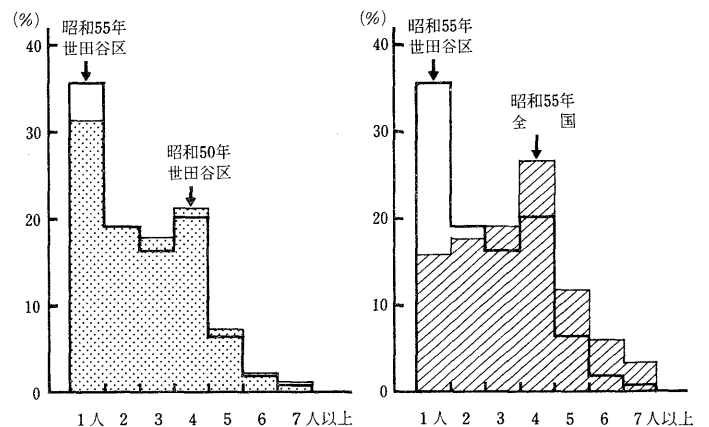
普通世帯の1世帯当たり平均 世田谷区における昭和55年10月1日現在の普通世帯数は302,973世帯、その世帯人員は762,259人で、1世帯当たり人員は2.52人となっている。これを全国の普通世帯1世帯当たり人員3.33人と比べると0.81人少なく、特別区部の2.68人と比べても0.16人少なくなっている。また、昭和50年の2.66人からも0.14人減少した。世帯規模縮少の傾向は昭和30年代以降続いており、昭和45～50年の5年間で0.33人、昭和50年～55年では、0.14人と縮少傾向が続いている。

1人世帯が35.6%次いで4人世帯が20.1%

普通世帯の世帯人員別割合をみると1人世帯(35.6%)と最も多く、次いで4人世帯(20.1%)、2人世帯(19.0%)、3人世帯(16.2%)の順となっており4人以下の世帯が全体の90.9%を占めている。

世帯人員別割合を全国と比べると、1人及び、2人世帯がそれぞれ上回っており、3人以上の世帯については下回っている。これは、昭和50年と比較した場合でも同様なことが言える。

図-7 普通世帯の世帯人員別割合(昭和50年、55年)



「単独世帯」が20.9%の増加 昭和55年による普通世帯数を家族類型別にみて、昭和50年との比較をすると、「夫婦のみの世帯」は、2,522世帯(6.9%)、「単独世帯」は、18,680世帯(20.9%)「片親と子供から成る世帯」は、1,230世帯(7.8%)の増加を示したのに対し「夫婦と子供から成る世帯」は、2,181世帯(2.0%)、「その他の親族世帯」は、2,533世帯(7.8%)、「非親族世帯」は、299世帯(19.9%)の減少を示した。

また、核家族世帯総数163,686世帯の内訳をみると、「夫婦のみの世帯」は39,106世帯(23.9%)、「夫婦と子供から成る世帯」は、107,654世帯(65.8%)、「男親と子供から成る世帯」は2,174世帯(1.3%)、「女親と子供から成る世帯」は、14,752世帯(9.0%)となっている。これを全国(「夫婦のみの世帯」20.7%、「夫婦と子供から成る世帯」69.8%、「男親と子供から成る世帯」1.4%、「女親と子供から成る世帯」8.1%)と比べると、「夫婦のみの世帯」及び、「女親と子供から成る世帯」は上回っているが、「夫婦と子供から成る世帯」及び「男親と子供から成る世帯」は、下回っている。

「核家族世帯」が世帯総数の過半数を占める 昭和55年の普通世帯を家族類型別に分類すると「親族世帯」が193,777世帯(64.0%)を占めて最も多く「単独世帯」が107,993世帯(35.6%)「非親族世帯」が1,203世帯(0.4%)の順となっている。また「親族世帯」の内訳は、「核家族世帯」が163,686世帯

(54.0%), 「その他の親族世帯」が30,091世帯 (9.9%) となっている。

全国(「核家族世帯」63.3%「その他の親族世帯」20.7%「非親族世帯」0.2%「単独世帯」15.8%)と比べると「核家族世帯」及び、「その他の親族世帯」の割合が小さく、「単独世帯」及び、「非親族世帯」の割合が大きい。

6 教 育

在学者総数のうち、小中学校の児童生徒数が46.3%を占めている

昭和55年国勢調査による在学者総数は、194,874人(男子113,569人、女子81,305人)となっている。これを在学学校別にみると小中学校の児童生徒数は90,243人(男子46,340人、女子43,903人)46.3%、高等学校の生徒数は27,166人(男子14,123人、女子13,043人)13.9%、短大・高専の学生数は12,498人(男子3,358人、女子9,140人)6.4%、大学・大学院の学生数は64,967人(男子49,748人、女子15,219人)33.3%の割合となっている。この構成比を全国(小中学校69.7%、高等学校19.5%、短大・高専3.3%、大学・大学院7.5%)と比べると、小中高等学校の児童・生徒数の割合が低く、その他の在学生の割合が高い。

また、昭和45年(小中学校44.1%、高等学校14.2%、短大・高専5.9%、大学・大学院35.8%)と比べると、小中学校の児童・生徒が2.2%、短大・高専の学生が0.5%増加したのに対し、大学・大学院の学生が2.5%、高等学校の生徒が0.3%減少を示した。

進んでいる高学歴化

昭和35年国勢調査から55年国勢調査まで過去20年間の最終卒業者の推移をみると15歳以上人口の中でしめる卒業生数は35年430,740人、45年529,570人、55年540,011人と年々増加傾向を示している。

昭和55年による最終卒業生数を卒業学校別にみると初等教育修了者が87,353人、中等教育修了者が233,264人、高等教育修了者が216,338人で、構成比は、それぞれ16.3%、43.4%、40.3%となっている。

昭和35年(初等教育修了者36.1%、中等教育修了者40.3%、高等教育修了者23.6%)と比べると初等教育修了者の割合が19.8%低下し、高等教育修了者の割合が16.7

図-8 普通世帯の家族類型別割合(昭和45~55年)

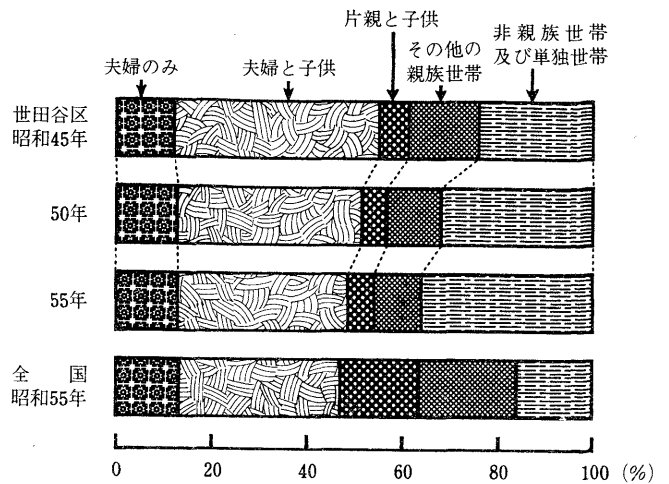


図-9 在学学校別在学者の割合(昭和45・55年)

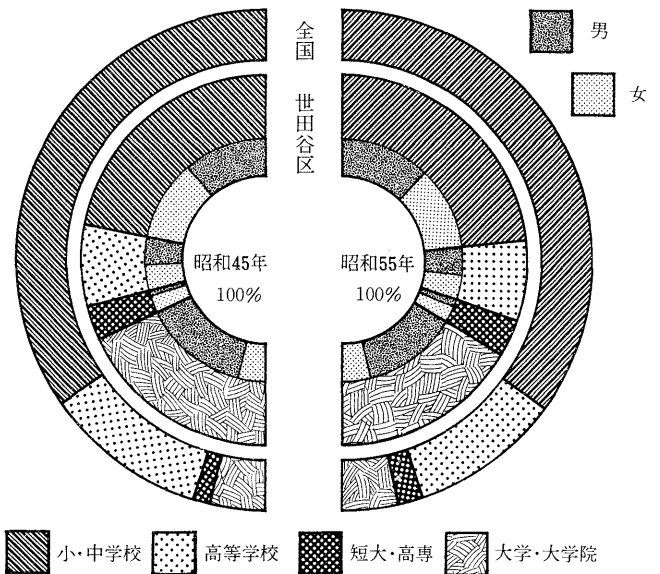
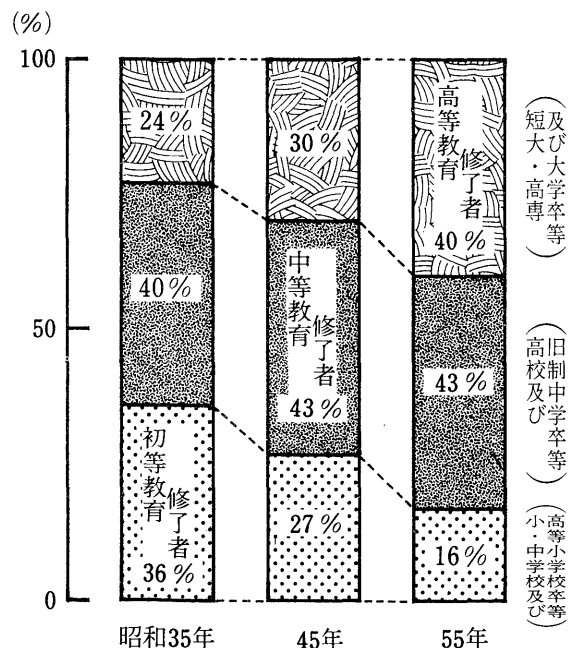


図-10 最終卒業者の推移(昭和35~55年)



%上昇しており高学歴化が進んでいる。また中等教育修了者の割合は、ほぼ安定傾向を示している。

男は高等教育修了者、女は中等教育修了者の割合が高い 最終卒業者総数を、男女別にみると、男子は256,907人、女子は283,104人である。これを最終卒業学校別にみると男子は初等教育修了者38,795人、中等教育修了者85,954人、高等教育修了者130,615人で、女子はそれぞれ、48,558人、147,310人、85,723人となっており、構成比で表すと男子は、15.1%、33.5%、50.8%、女子は、17.2%、52.0%、30.3%である。男子は高等教育修了者の割合が高く、女子は、中等教育修了者の割合が高い。

7 住 宅

民間借家に住む世帯の割合は143,363世帯で普通世帯の47.5% 昭和55年国勢調査による普通世帯の住宅に住む302,037世帯を住宅の所有関係別にみると「民間借家に住む世帯」が143,363世帯(47.5%)で最も多く、次いで「持ち家に住む世帯」が117,006世帯(38.7%)「給与住宅に住む世帯」が22,779世帯(7.5%)、「公営、公団、公社の借家に住む世帯」が15,831世帯(5.2%)、「間借りの2人以上の世帯」が3,058世帯(1.0%)となっている。これを東京都(民間借家40.8%、持ち家42.3%、公営、公団、公社の借家9.7%、給与住宅6.3%、間借り0.9%)と比べると「民間借家に住む世帯」、「給与住宅に住む世帯」、「間借りの2人以上の世帯」が上回っており、「持ち家に住む世帯」「公営、公団、公社の借家に住む世帯」は下回っている。

持ち家の世帯数は14.7%の増加、世帯割合でも2.9%の伸び

昭和55年による普通世帯を、住宅に住む所有関係別に昭和50年との増減をみると、「持ち家に住む世帯」が14.7% (14,970世帯)と最も大きく増別し、次いで「民間借家に住む世帯」が3.9% (5,413世帯)また給与住宅に住む世帯」が1.3% (297世帯)増加した。一方「公営、公団、公社の借家に住む世帯」が12.8% (2,326世帯)、間借り世帯は30.7% (1,353世帯)減少している。

昭和55年と50年の住宅の所有関係別割合(民間借家、48.4%、持ち家、35.8%、給与住宅、7.9%、公営借家、6.4%、間借り、1.5%)を比べると「持ち家に住む世帯」が2.9%増加しているが、その他については「給与住宅に住む世帯」が0.4%、「間借り世帯」が0.5%、「民間借家に住む世帯」が0.9%、「公営、公団、公社の借家に住む世帯」が1.2%の減少となっている。

1室当たり世帯人員は0.78人で全国を上回る。

住宅に住む普通世帯の1室当たり世帯人員は0.78人で全国の0.74人を上回っている。住宅の所有関係別にみると「持ち家に住む世帯」が0.66人で最も少なく、次いで「民間借家に住む世帯」が0.93人「給与住宅に住む世帯」が0.98人「公営、公団、公社の借家に住む世帯」が1.06人、「間借りの2人以上の世帯」が1.19人となっている。

図-11 住宅に住む普通世帯の住宅所有の関係別割合 (昭和45年~55年)

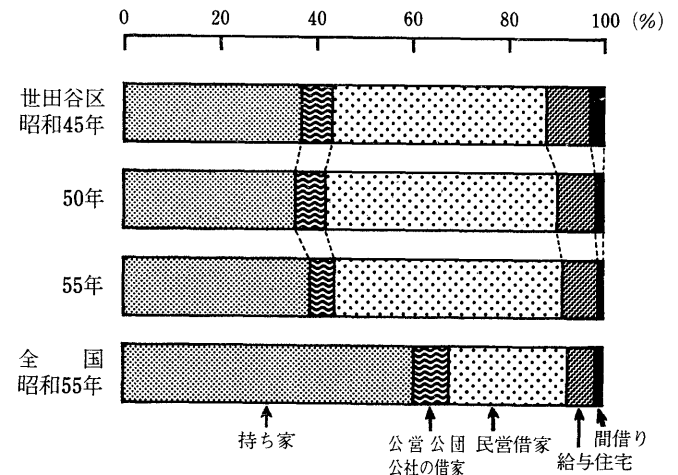
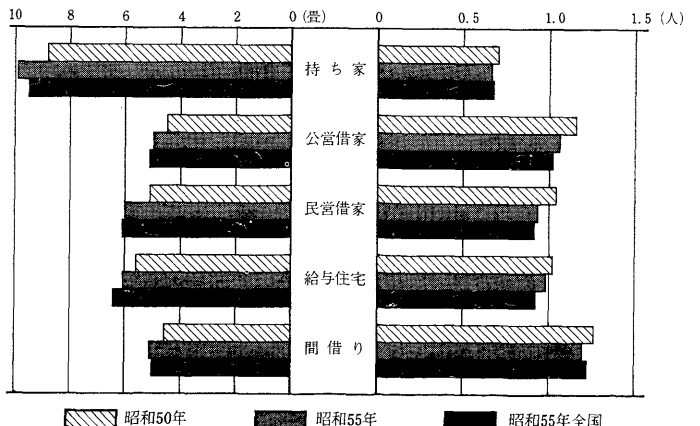


図-12 住宅の所有の関係別1人当たりの量数及び1室当たりの世帯人員 (昭和50、55年)



これを全国（持ち家0.67, 民営借家0.91人, 給与住宅0.92人, 公営, 公団, 公社の借家1.02人, 間借り2人以上世帯1.22人）と比べると「持ち家に住む世帯」と「間借り2人以上世帯1.22人」で少なくなっており, その他はいずれも上回っている。

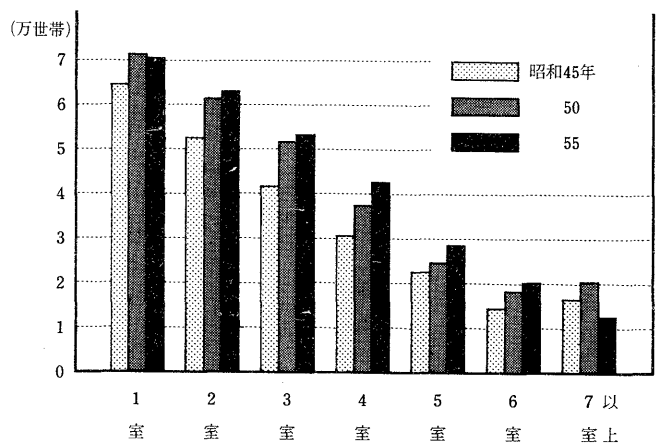
1人当たり畳数は7.9畳で全国より0.5畳少ない 住宅に住む普通世帯の1人当たり畳数は7.9畳で全国の8.4畳より0.5畳少なく, 東京より0.8畳多い。

住宅の所有関係別にみると, 持ち家が9.9畳で最も多く, 次いで給与住宅の6.1畳, 民営借家6.0畳, 間借り(2人以上の世帯)5.3畳, 公営, 公団, 公社の借家5.0畳となっている。これを全国(持ち家9.5畳, 給与住宅6.4畳, 民営借家6.1畳, 公営, 公団, 公社の借家5.1畳, 間借り2人以上の世帯5.0畳)と比べると, 持ち家と間借りで上回り, そのほかの住宅はいずれも下回っている。また, 昭和45年から10年間の増減をみると, 45年では5.8畳, 50年では6.8畳, 55年では7.9畳となり, 2.1畳の増加となっている。中でも, 持ち家の2.5畳が目立って増加している。

普通世帯の1世帯当たり3.23室は全国を下回る

住宅に住む普通世帯の1世帯の当たり室数は3.23室で全国の4.54室より1.31室少ない。これを住宅の所有関係別にみると, 持ち家は5.02室(全国5.64) 公営, 公団, 公社の借家は2.66室(全国3.12), 民営借家は1.85室(全国2.55), 給与住宅は3.20室(全国3.36), 間借りは2.65室(全国2.63)となっており, 間借り以外は全国を下回っている。

図-13 居住室数別住宅に住む普通世帯数 (昭和45~55年)



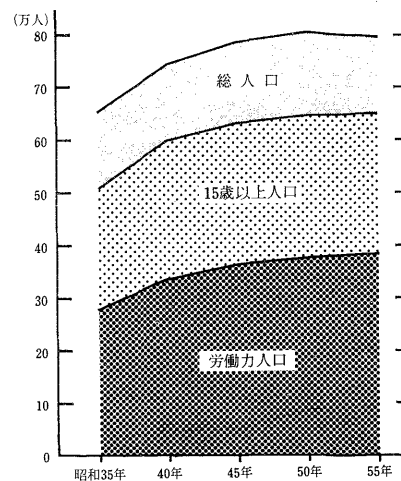
8 労働力状況

労働力人口 381,003 人, 労働力率 58.6%

昭和55年の15歳以上人口 650,376 人のうち, 就業者は 371,639人, 完全失業者は9,364人でこの両者を合わせた労働力人口は 381,003 人となり, 15歳以上人口に占める割合(労働力率)は58.6%となっている。

非労働力人口(15歳以上)は 267,024 人で41.1%を占めている。これを全国(労働力率64.0%, 非労働力人口率35.9%)と比べると労働力率は低く, 非労働力人口の割合は高い。なお完全失業者の割合は 2.46%で, 全国(2.48%)と比べると, わずかに下回っている。

図-14 労働力人口の推移 (昭和35年~55年)



労働力率は男子75.4% 女子41.5%

労働力人口を男女別にみると男は, 246,772人, 女は134,231人で労働力率は男75.4%, 女41.5%, となっている。昭和50年と比べると, 男は3,243人(1.3%)減少したのに対し, 女は9,460人(7.6%)増加している。男女別の労働力人口を全国(男82.1%, 女46.9%)と比べると男女とも全国を下回っている。

完全失業率，男は2.4%
女は2.7%

完全失業者を男女別にみると男は5,795人（完全失業率は2.4%）女は3,569人（2.7%）で昭和50年の男2.3%，女2.4%に比べると男女共に，わずかに上昇している。男女別の完全失業率を全国（男2.8%，女1.9%）と比べると男は0.4%下回り，女は0.8%上回っている。

9 産 業

「卸売業・小売業」及び「サービス業」

で全体の過半数を占める

昭和55年10月1日現在，世田谷区の15歳以上就業者総数は371,639人となっている。これを産業大分類別にみると「卸売業・小売業」が107,738人で最も多く，就業者数に占める割合は29.0%，次いで「サービス業」が103,486人（27.8%），「製造業」が61,839人（16.6%），「建設業」が29,657人（8.0%），「運輸業・通信業」が20,938人（5.6%），「金融業・保険業」が19,920人（5.4%）の順に続いている。

昭和50年と比べると，就業者総数が5,635人（1.5%）増加した。これを産業大分類別にみると「サービス業」が10,556人（11.4%）増加しており，次いで「卸売業・小売業」6,024人（5.9%），「不動産業」705人（9.0%），「金融業・保険業」485人（2.5%）の順に続いている。その反面，その他の産業は減少している。

全国と比べると雇用者の

割合が高い

昭和55年の就業者を地位別にみると，雇用者は299,915人で就業者総数の80.7%（その中で会社等の役員は34,846人で就業者総数の9.4%），自営業主は50,526人で13.6%「家族従業者」は21,114人で5.7%を占めている。これを全国（雇用者71.2%，自営業主17.1%，家族従業者11.6%）と比べると雇用者の割合が高く，自営業主及び家族従業者の割合が低い。

従業上の地位別割合を産業3部門別にみると，第2次産業で雇用者84.8%，自営業主11.1%，家族従業者4.1%，第3次産業では，それぞれ79.8%，14.2%，6.1%となり雇用者の割合が大きい。

第3次産業は全国平均を上回る

産業3部門別（第1，2，3次産業）の就業者数をみると，第1次産業は2,719人（0.7%），第2次産業は91,858人（24.7%），第3次産業は275,827人（74.2%）となっている。全国の産業3部門別（10.9%，33.6%，55.4%）と比べると，第3次産業の割合が非常に大きく，その反面，第1次と第2次産業で下回り，特に第1次産業が極度に少なくなっている。

図-15 産業（大分類）別就業者数の割合

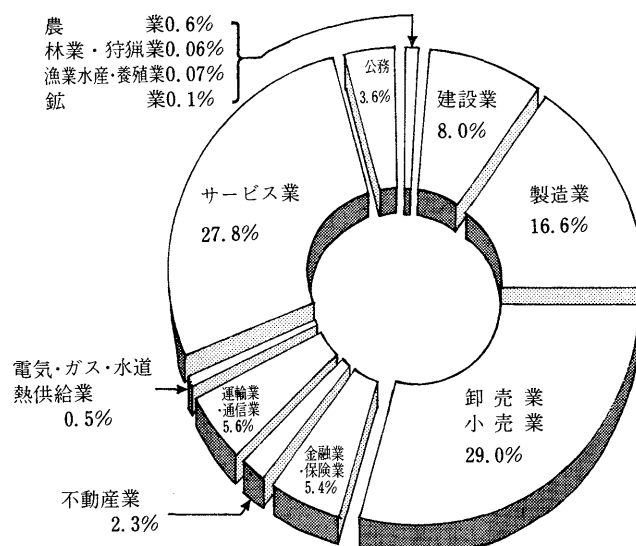
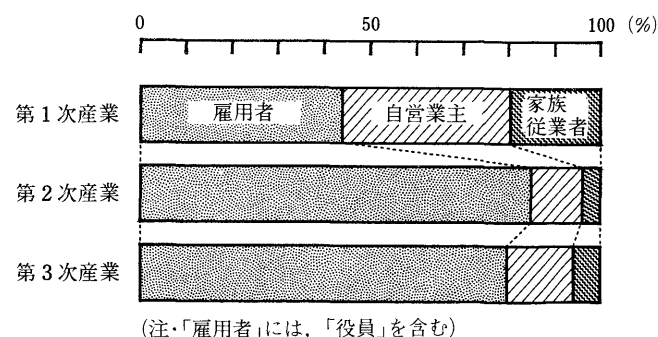


図-16 産業（3部門）の従業上の地位別割合（昭和55年）



女性就業者の80%を占める第3次産業

産業3部門別就業者の男女別構成をみると、第1次産業で男2,105人(77.4%)、女614(22.6%)、第2次産業で男69,932人(76.1%)、女21,926人(23.9%)、第3次産業で男168,316人(61.0%)、女107,511人(39.0%)で、いずれも男子が女子を上回っている。

また、昭和50年との増減率を男女別にみた場合、男子は、第1次産業(6.3%)、第2次産業(11.0%)は、減少しているが、第3次産業(3.6%)は増加している。女子は、第1次産業(3.7%)、第2次産業(1.8%)、第3次産業(9.8%)とも増加を示している。